議案第15号

市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

市川市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成23年9月2日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

うに改正する。

市川市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例 市川市スポーツ振興審議会条例(昭和37年条例第20号)の一部を次のよ

題名を次のように改める。

市川市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号」に、「第18条第2項」を「第31条」に、「スポーツ振興審議会」を「市川市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「第4条第4項及び第23条」を「第35条」に、「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に、「建議する」を「建議することができる」に改め、同条第7号中「振興」を「推進」に改め、同号を同条第8号とし、同条第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第10条第1項の規定によるスポーツ推進計画に関すること。

第3条中「非常勤の」を削り、「10名」を「10人」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削り、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項 第1号中「7名」を「7人」に改め、同項第2号中「3名」を「3人」に改め、 同条第2項を次のように改める。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

第4条に次の2項を加える。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

第5条第1項中「会長及び」を「、会長及び」に、「1名」を「1人」に、「委員の中から」を「、委員のうちから」に改め、同条第2項中「会務を統理し」を「、会務を総理し」に改め、同条第3項中「又は」の次に「会長が」を加える。

第6条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、「会長」を「、会長」に改め、同条第2項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「、委員の半数以上が出席しなければ」に改め、同条第3項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数をもって」に改める。

第7条の見出し中「審議会の」を削る。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「審議会の」を「、審議会の」 に改め、「について」を削り、「別に審議会が」を「審議会が市長及び教育委員 会の同意を得て」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の市川市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の市川市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定により市川市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第1項の規定により任命されたスポーツ

振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ					
	スポーツ振興審議会委員	日	額	9,100円	を
Γ					7
	スポーツ推進審議会委員	日	額	9,100円	に
					1

改める。

理 由

スポーツ振興法の全部が改正されたことに伴い市川市スポーツ振興審議会 の名称を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。